

浜健介第977号
平成29年1月4日

介護サービス事業者様

浜松市長 鈴木 康友

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の指定事業者による
第一号事業の指定（更新）申請に係る手数料について

日頃より、高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成29年4月から実施する介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による第一号事業（訪問型（通所型）サービス）につきまして、浜松市手数料条例を改正し、居宅サービス等と同様に、新規指定及び指定更新に係る申請手数料を徴収することにいたしましたので、お知らせします。

記

(1) 対象サービス及び手数料の額

サービス種別		手数料の額（円）	
		新規指定	指定更新
第一号 事業	現行相当の訪問型サービス	15,000円	8,000円
	現行相当の通所型サービス	15,000円	8,000円
	緩和した基準の訪問型サービス	8,000円	4,000円

(2) 施行期日

平成29年1月1日

問い合わせ先
浜松市健康福祉部
介護保険課指導第2グループ 電話 457-2787